

第 4 4 号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 1 1 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、薬事法（昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号）及び薬事法施行令（昭和 3 6 年政令第 1 1 号）の改正に伴い、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2保健衛生の部57の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同部58の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第4条第2項」を「第4条第4項」に改め、同部59の項中「薬事法第12条第1項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「第3条第3号」を「第3条ただし書」に改め、同部60の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同部61の項中「薬事法第13条第1項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同部62の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同部63の項中「薬事法第14条第1項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同部64の項中「薬事法第14条第9項」を「医薬品、医療機器等の品

質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 9 項」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同部 65 の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同部 66 の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「医薬品販売業の」を「医薬品の販売業の」に改め、同項の次に次のように加える。

66 の 2	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 1 条の 5 第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	薬局開設許可証書換え交付手数料	2,500 円	書換え交付申請のとき。
66 の 3	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 1 条の 6 第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証再交付手数料	3,500 円	再交付申請のとき。

別表第 2 の 2 保健衛生の部 67 の項から 70 の項までの規定中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同部 71 の項及び 72 の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、「薬局開設又は」及び「薬局開設許可証、」を削る。

付 則

この条例は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。ただし、別

表第 2 の 2 保健衛生の部 5 8 の項の改正規定(「第 4 条第 2 項」を「第 4 条第 4 項」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。